6304.91 ～ 6304.99		［略］			6304.91 ～ 6304.99		［同左］		
63.05 ～ 63.10		［略］			63.05 ～ 63.10		［同左］		
［略］					［同左］				
［略］ 第68類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 注 1　この類には、次の物品を含まない。 (a)～(l)　［略］ (m)　第96.02項の物品で第96類の注２(b)に掲げる材料から製造したもの、第96.06項の物品（例えば、ボタン）、第96.09項の物品（例えば、石筆）、第96.10項の物品（例えば、石盤）及び第96.20項の物品（一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品） (n)　［略］ 2　［略］					［同左］ 第68類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 注 1　この類には、次の物品を含まない。 (a)～(l)　［同左］ (m)　第96.02項の物品で第96類の注２(b)に掲げる材料から製造したもの、第96.06項の物品（例えば、ボタン）、第96.09項の物品（例えば、石筆）及び第96.10項の物品（例えば、石盤） (n)　［同左］ 2　［同左］				
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
69.01 ～ 69.06		［略］			69.01 ～ 69.06		［同左］		
69.07		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに仕上げ用の陶磁製品			69.07		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）		
		［削除］			6907.10	000	－タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が７センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）	ＳＭ	ＭＴ
		－舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（第6907.30号又は第6907.40号のものを除く。）					［新規］		
6907.21	000	－－吸水率が全重量の0.5％以下のもの	ＳＭ	ＭＴ					
6907.22	000	－－吸水率が全重量の0.5％を超え10％以下のもの	ＳＭ	ＭＴ					
6907.23	000	－－吸水率が全重量の10％を超えるもの	ＳＭ	ＭＴ					
6907.30	000	－モザイクキューブその他これに類する物品（第6907.40号のものを除く。）	ＳＭ	ＭＴ					
6907.40	000	－仕上げ用の陶磁製品	ＳＭ	ＭＴ					
		［削除］			6907.90	000	－その他のもの	ＳＭ	ＭＴ